

行政書士登録抹消（廃業）する場合の提出書類について

行政書士登録抹消について、提出いただく書類等についてご案内いたします。

行政書士登録抹消届出書と廃業届の業務廃止の日付は、日本行政書士会連合会の登録抹消決裁日が毎月15日と末日付となっているため、本会受付日より遡ることはできません。

書類等の提出は、登録抹消決裁日の1週間前までに事務局へ到着するようご送付ください。

また、末日付で登録を抹消する場合は、書類等の到着が遅くなると登録抹消日が翌月扱いとなり、翌月分の会費が発生し、お支払いしていただくこととなります。

返却いただく、「行政書士登録証・行政書士証票」を紛失されたときは、誓約書のご提出をお願いいたします。

行政書士登録抹消届出書には、紛失等により「職印」を捺印できない場合は、職印欄に認印を捺印し、職印紛失届をご提出ください。

登録抹消事由	提出書類
業務を廃止（廃業）するとき	行政書士登録抹消届書 日本行政書士会連合会（様式第24-1号） 廃業届 岩手県行政書士会（様式 第6号）
死亡したとき※	行政書士登録抹消届書 日本行政書士会連合会（様式第24-2号） 廃業届 岩手県行政書士会（様式 第6号） ※添付書類 死亡診断書の写し1通または除籍抄本1通
欠格事由により登録抹消となる時	行政書士登録抹消届書 日本行政書士会連合会（様式第24-3号） 廃業届 岩手県行政書士会（様式 第6号）

◎返却いただくもの

- ・行政書士登録証（日本行政書士会連合会に返却）
- ・行政書士証票（日本行政書士会連合会に返却）ラミネート加工、顔写真付き
- ・岩手県行政書士会 会員証（青色）

◎以下について、お持ちの場合は提出をお願いいたします。

- ・使用中の「戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」の表紙に確認済の印が押印されていない綴の提出をお願いいたします。使用分の内容を確認後返却いたします。
- ・申請取次届出済証明書及び返還届
- ・著作権相談員カード及び返却届出書
- ・社労業務取扱証明書及び返還届出書
- ・補助者廃止届及び補助者証

◎ 未納会費がございましたら、納入をお願いいたします。未納額については、お問い合わせ願います。

お問い合わせ 岩手県行政書士会事務局 電話 019-623-1555 FAX 019-651-9655

メールアドレス：info@iwate-gyosei.jp

会費過払いがある場合のご返金について

行政書士登録抹消による会費の過払い分の返金をいたします。返金口座番号等をご記入ください。

【返金口座】

金融機関名 _____

支店名 _____

口座種類 _____ 口座番号 _____

口座名義 _____

※未納会費がある場合の返金はございません。

令和 年 月 日

【行政書士登録抹消後の連絡先】（※会員の死亡による登録抹消の場合は相続人）

住所 _____

電話 _____ 携帯 _____

氏名 _____ 印